

(別紙) 操業区域

許可番号	漁業の種類	漁業種類	操業区域(緯度経度は世界測地系、方位は真方位)
1			<p>加賀市大聖寺川河口中央(北緯36度17.715分東経136度14.643分)315.0度の線と珠洲市禄剛埼突端(北緯37度31.747分東経137度19.688分)0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。</p> <p>(1)アとイの点を結んだ直線、ウの線、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>ア 加賀市大聖寺川河口中央の点 イ ア315.0度4.0海里の点(北緯36度20.553分東経136度11.163分) ウ イからエに至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 エ 羽咋郡志賀町福浦灯台(北緯37度04.665分東経136度43.135分)270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度04.665分東経136度43.095分)270.0度、4.0海里の点(北緯37度04.665分東経136度38.111分) オ 輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度39.500分) カ 輪島市鋸崎突端(北緯37度21.505分東経136度45.172分)315.0度3.0海里の点(北緯37度23.638分東経136度42.519分) キ 珠洲市禄剛埼突端0.0度2.4海里の点(北緯37度34.151分東経137度19.688分) ク 珠洲市禄剛埼突端</p> <p>(2)輪島市舳倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域</p>
2			<p>加賀市大聖寺川河口中央(北緯36度17.715分、東経136度14.643分)315.0度の線と輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、アとイの点を結んだ直線、ウの線、エ、オ、カの各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。</p> <p>ア 加賀市大聖寺川河口中央 イ アから315.0度4.0海里の点(北緯36度20.553分東経136度11.163分) ウ イからエに至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 エ 羽咋郡志賀町福浦灯台(北緯37度04.665分東経136度43.135分)270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度04.665分東経136度43.095分)270.0度4.0海里の点(北緯37度04.665分、東経136度38.111分) オ 輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度39.500分) カ 輪島市猿山岬突端</p>
3	小型機船底びき網漁業(手線第1種漁業)		<p>羽咋市滝崎突端(北緯36度55.752分東経136度44.928分)270.0度の線と珠洲市禄剛埼突端(北緯37度31.747分東経137度19.688分)0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。</p> <p>(1)アとイの点を結んだ直線、ウの線、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次に結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>ア 羽咋市滝崎突端 イ ア270.0度4.0海里の点(北緯36度55.752分東経136度39.945分) ウ イからエまでに至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 エ 羽咋郡志賀町福浦灯台(北緯37度04.665分東経136度43.135分)270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度04.665分東経136度43.095分)270.0度4.0海里の点(北緯37度04.665分東経136度38.111分) オ 輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度39.500分) カ 輪島市鋸崎突端(北緯37度21.505分東経136度45.172分)315.0度3.0海里の点(北緯37度23.638分東経136度42.519分) キ 珠洲市禄剛埼突端22.5度3.0海里の点(北緯37度34.535分東経137度21.074分) ク 珠洲市禄剛埼突端</p> <p>(2)輪島市舳倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域</p>
4			<p>珠洲市能登鞍埼灯台(北緯37度29.908分東経137度08.685分)0.0度の線と、鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.137分東経137度05.267分)135.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。</p> <p>ア 珠洲市能登鞍埼灯台 イ 珠洲市能登鞍埼灯台0.0度1.1海里の点(北緯37度31.011分東経137度08.685分) ウ 珠洲市禄剛埼突端22.5度3.0海里の点(北緯37度34.535分東経137度21.074分) エ 珠洲市長手埼突端90.0度6.0海里の点(北緯37度27.038分東経137度29.138分) オ 鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分東経137度13.890分)135.0度1.5海里の点(北緯37度16.816分東経137度15.218分) カ 鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.137分東経137度05.267分)135.0度6.6海里の点(北緯37度10.472分東経137度11.100分) キ 鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台</p>
5			<p>石川県白山市美川永代町美川灯台の中心点から315.0度の線と福井県坂井市雄島灯台の中心点から260.0度の線との両線間における石川県および福井県沖合とする。</p>

6		<p>アとイの各点を結んだ直線とウとエの各点を結んだ直線とにより囲まれた七尾湾内の共同漁業権漁場区域以外の区域、及び共第27号共同漁業権漁場区域。</p> <p>ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分）</p> <p>イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点（北緯37度11.780分、東経137度01.918分）</p> <p>ウ 七尾市鵜浦町観音崎灯台の点（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）</p> <p>エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分）</p>
7	小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）	<p>(1) 5月1日から11月5日まで</p> <p>アとイの各点を結んだ直線とウとエの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、共第25号、同第27号、同第29号、同第30及び同第31号共同漁業権漁場を除く。</p> <p>(2) 11月6日から4月15日まで</p> <p>アとイの各点を結んだ直線と、ウとオの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、(a)から(d)までの区域は除く。</p> <p>(a) カとコの各点を結んだ直線以北の共第25号共同漁業権漁場区域。</p> <p>(b) ク、コ及びサの各点を順次結んだ直線とア及びイの各点を結んだ直線に囲まれた共第29号及び共第31号共同漁業権漁場区域。</p> <p>(c) セ、ソ及びタの各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>(d) チ、ツ、ニ及びヌの各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分）</p> <p>イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点（北緯37度11.780分、東経137度01.918分）</p> <p>ウ 七尾市鵜浦町観音崎灯台の点（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）</p> <p>エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分）</p> <p>オ 七尾市能登島野崎町柿崎の点（北緯37度07.025分、東経137度02.463分）</p> <p>カ 七尾市中島町横見横見川右岸の点（北緯37度10.122分、東経136度53.348分）</p> <p>キ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻（カマエ鼻）の点（北緯37度12.047分、東経136度58.872分）</p> <p>ク 七尾市能登島曲町植木鼻の点（北緯37度08.808分、東経136度57.790分）</p> <p>ケ 七尾市能登島向田町牧鼻の点（北緯37度09.315分、東経136度58.047分）</p> <p>コ キとクを直線で結んだ線とカとケを直線で結んだ線との交点（北緯37度09.328分、東経136度57.963分）</p> <p>サ カとコを直線で結んだ線とシとスを直線で結んだ線との交点（北緯37度09.427分、東経136度57.398分）</p> <p>シ 基点5号（七尾市能登島無関町と同市能登島南町との境界に設置した標柱）から1.0度（「真方位」以下同じ。）、1.270mの点（北緯37度09.362分、東経136度57.138分）</p> <p>ス 基点1号（七尾市能登島曲町と同市能登島向田町との境界に設置した標柱）から348.5度、3.140mの点（北緯37度10.013分、東経136度59.953分）</p> <p>セ 七尾市奥原町折戸崎（基点64号）の点（北緯37度05.000分、東経136度54.220分）</p> <p>ソ 七尾市中島町机島中央の点（北緯37度06.122分、東経136度53.051分）</p> <p>タ 七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻（基点92号）の点（北緯37度06.582分、東経136度52.815分）</p> <p>チ 七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸の点（北緯37度06.408分、東経136度58.813分）</p> <p>ツ テとトを直線で結んだ線とチとナを直線で結んだ線との交点（北緯37度05.800分、東経136度59.727分）</p> <p>テ 七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻（小泉崎）の点（北緯37度06.687分、東経137度01.363分）</p> <p>ト 七尾市赤浦町赤浦川河口右岸の点（北緯37度04.072分、東経136度56.533分）</p> <p>ナ 七尾市三室町リキミヤ崖の点（北緯37度05.138分、東経137度00.723分）</p> <p>ニ又とネを直線で結んだ線とテとナを直線で結んだ線との交点（北緯37度06.338分、東経137度00.722分）</p> <p>ヌ 七尾市能登島佐波町乳母崎（長島）の点（北緯37度06.755分、東経137度00.393分）</p> <p>ネ 七尾市三室町福留川河口右岸の点（北緯37度05.758分、東経137度01.183分）</p>
8	小型機船底びき網漁業	<p>以下に示すアとイの各点を結んだ直線とウとエの各点を結んだ直線とにより囲まれた七尾湾内の共同漁業権漁場区域以外の区域、及び共第29号、共第31号共同漁業権漁場区域。</p> <p>ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10分04.6秒、東経137度02分03.5秒）</p> <p>イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点（北緯37度11分46.8秒、東経137度01分55.1秒）</p> <p>ウ 七尾市鵜浦町観音崎灯台の点（北緯37度06分25.2秒、東経137度03分28.6秒）</p> <p>エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07分16.5秒、東経137度02分55.4秒）</p>
9		<p>加賀市塩屋町地内に設置した漁場基点標第1号（北緯36度17.778分、東経136度14.748分）315.0度の線と加賀市大聖寺上木町と片野町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度19.022分、東経136度16.388分）315.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>
10		<p>加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した漁場基点18号（北緯36度22.982分、東経136度22.352分）315.0度の線と金沢市下安原町と同市専光寺町との境界に設置した漁場基点標第32号（北緯36度34.972分、東経136度34.527分）315.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>
11		<p>白山市倉部川河口（北緯36度33.402分、東経136度32.765分）315.0度の線とかほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）315.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>
12		<p>金沢市下安原町と同市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）315.0度の線とかほく市木津と同市高松との境界に設置した漁場基点第43号（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）294.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>
13	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝けた網）	<p>かほく市木津と同市高松との境界に設置した漁場基点第43号（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）294.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.133分、東経136度42.180分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>
14		<p>羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.133分、東経136度42.180分）282.0度の線と羽咋市滝町と同市柴垣町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度56.407分、東経136度45.483分）282.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内</p>

15		羽咋市滝町と同市柴垣町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度56.407分、東経136度45.483分）282.0度の線と羽咋市と羽咋郡志賀町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度57.820分、東経136度46.108分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内
16		羽咋市と羽咋郡志賀町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度57.820分、東経136度46.108分）270.0度の線と羽咋郡志賀町米町川河口（北緯37度00.183分、東経136度45.927分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内
17		七尾市能登島向田町金ヶ崎（北緯37度8.635分、東経137度0.807分）と鳳珠郡穴水町曾良火打崎（北緯37度11.263分、東経137度1.540分）を結んだ直線、七尾市能登島二穴町白崎（通称：北緯37度6.715分、東経137度0.858分）と七尾市三室町福浦鼻（北緯37度6.060分、東経137度1.285分）を結んだ直線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域。ただし、共第25号共同漁業権漁場区域及び定置網・養殖漁場を除く。
18		ア 60.0度の線とイ135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。 ア 石川県珠洲市三崎町高波埼（北緯37度27.893度、東経137度21.462分） イ 鳳珠郡能登町新保川右岸（北緯37度18.702分、東経137度14.960分）
19		〃
20		〃
21		アから135.0度の線とイから170.0度の線との両線間における石川県沖合海域。 ア 鳳珠郡能登町宇越坂内浦クリーンセンターゴミ焼却場煙突（北緯37度18.993分、東経137度14.097分） イ 基点第9号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.768分、東経137度12.420分）
22		（1）ア168.0度の直線とイ180.0度の線との両線間における水深50m以浅の海域。 ア 基点第53号（鳳珠郡能登町宇出津と鳳珠郡能登町藤波との境界に設置した標柱：北緯37度17.990分、東経137度8.907分） イ 鳳珠郡能登町宇羽根八幡神社鳥居中心点（北緯37度18.068分、東経137度10.595分） （2）ウ、エ及びオをそれぞれ順に直線で結び、その線にオから157.0度の直線を加えた線と、カから157.0度の直線との両線間における水深50m以浅の海域。 ウ 基点第7号（鳳珠郡能登町宇越に設置された北緯37度18.103分、東経137度12.518分） エ 基点第8号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.753分、東経137度12.312分） オ 基点第9号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.768分、東経137度12.420分） カ 基点第6号（鳳珠郡能登町宇真脇と鳳珠郡能登町小浦との境界に設置した標柱：北緯37度17.883分、東経137度11.712分）
23		アとイとを結んだ直線、ウとエとを結んだ直線、エ、オ及びカそれぞれ順に結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共第24号共同漁業権漁場区域を除く。 ア 鳳珠郡穴水町前波川河口右岸（北緯37度13.160分、東経137度04.080分） イ 七尾市鵜浦町観音崎灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分） ウ 七尾市能登島野崎町柿崎（北緯37度07.025分、東経137度02.463分） エ 七尾市中島町横見川河口右岸（北緯37度10.130分、東経136度53.345分） オ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点（北緯37度09.329分、東経136度57.963分） カ 七尾市能登島曲町植木鼻（北緯37度08.808分、東経136度57.790分）
24	小型機船底びき網漁業（手繰り3種漁業なまこけた網）	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線、エ、オ及びカをそれぞれ順に結んだ直線、キとクとを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、ケ、コ、タ及びチをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 七尾市中島町横見川河口右岸（北緯37度10.130分、東経136度53.345分） イ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点（北緯37度09.329分、東経136度57.963分） ウ 七尾市能登島曲町植木鼻（北緯37度08.808分、東経136度57.790分） エ 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） オ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） カ 基点第92号（七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分） キ 七尾市能登島野崎町柿崎（北緯37度07.025分、東経137度02.463分） ク 七尾市鵜浦町観音崎灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分） ケ 七尾市能登島佐波町乳母崎（北緯37度06.755分、東経137度00.393分） コ 七尾市能登島佐波町乳母崎と七尾市福留川河口右岸とを結んだ直線と、七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻と七尾市赤浦町赤浦川河口右岸とを結んだ直線との交点（北緯37度06.339分、東経137度00.722分。） タ 七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻と七尾市赤浦町赤浦川河口右岸とを結んだ直線と、七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸と七尾市三室町リキミヤ崖（通称）とを結んだ直線との交点（北緯37度05.800分、東経136度59.726分） チ 七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸（北緯37度06.408分、東経136度58.813分）
25		（1）以下に示す①、②及び③をそれぞれ順に結んだ直線、④、⑤及び⑥をそれぞれ順に結んだ直線、⑦と⑧とを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ① 七尾市中島町横見川河口右岸（北緯37度10.130分、東経136度53.345分） ② 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点（北緯37度09.329分、東経136度57.963分） ③ 七尾市能登島曲町植木鼻（北緯37度08.808分、東経136度57.790分） ④ 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） ⑤ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） ⑥ 基点第92号（七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分） ⑦ 七尾市能登島野崎町柿崎（北緯37度07.025分、東経137度02.463分） ⑧ 七尾市鵜浦町観音崎灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分） （2）（1）に含まれない共第29、30及び31号共同漁業権漁場区域。

26			<p>(1) ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線、エとオとを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共第24号共同漁業権漁場区域を除く。 ア 鳳珠郡穴水町前波川河口右岸（北緯37度13.160分、東経137度04.080分） イ 七尾市鵜浦町観音崎灯台（北緯37度06.420分、東経137度3.477分） ウ 七尾市能登島野崎町柿崎（北緯37度07.025分、東経137度14.960分） エ 七尾市中島町横見川河口右岸（北緯37度10.130分、東経136度02.463分） オ 七尾市能登島曲町牧鼻（北緯37度07.275分、東経137度02.923分） (2) (1)に含まれない共第29、30及び31号共同漁業権漁場区域。 (3) (1)に含まれない七尾北湾の共同漁業権漁場区域を除く区域。</p>
27			<p>ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） イ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） ウ 基点第92号（七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分）</p>
28			<p>石川県輪島市猿山灯台0.0度の線と金沢市大野灯台270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 (1) 輪島市猿山灯台0.0度の線と羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線との両線間における最大高潮時海岸線（以下同じ。）から沖合2海里以内の海域。 (2) 羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線と、羽咋市滝崎灯台270.0度の線との両線間における沖合3海里以内の海域。 (3) 羽咋市滝崎灯台270.0度の線と、金沢市大野灯台270.0度の線との両線間における沖合5海里以内の海域。</p>
29	中型まき網漁業	中型まき網漁業	<p>石川県羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線と、珠洲市三崎町長手埼灯台90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 (1) 輪島市猿山灯台270.0度の線以南における、最大高潮時海岸線（以下同じ。）から沖合3海里以内の海域。 (2) 輪島市猿山灯台270.0度の線と、輪島市上大沢町と同市門前町樽見との境から337.5度の両線間における沖合2海里以内の海域。 (3) 輪島市上大沢町と同市門前町樽見との境から337.5度の線と輪島市と珠洲市の境から0.0度の線との両線間における沖合2.5海里以内の海域。 (4) 舳倉島の周辺から沖合7海里以内の海域。 (5) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ線で囲まれた海域。 ア セツ島大島灯台中心点から17度00分5.4海里の点 イ セツ島大島灯台中心点から96度30分3.9海里の点 ウ セツ島大島灯台中心点から144度30分3.9海里の点 エ セツ島大島灯台中心点から197度30分4.6海里の点 オ セツ島大島灯台中心点から247度00分9.6海里の点 カ セツ島大島灯台中心点から312度30分7.5海里の点 (6) 輪島市と珠洲市の境から0.0度の線と珠洲市狼煙町祿剛埼灯台0.0度の線との両線間における沖合3海里以内の海域。 (7) 珠洲市狼煙町祿剛埼灯台中心点、同点から0.0度の線上3海里の点及び同市三崎町長手埼灯台中心点から90.0度の線上3.0海里の点並びに同灯台中心点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域。</p>
30	小型まき網漁業	小型まき網漁業	<p>鳳珠郡穴水町字曾良加賀田鼻の点（北緯37度11.005分、東経137度00.395分）と七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分）とを結んだ直線及び七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分）と七尾市鵜浦町能登観音崎灯台の点（北緯37度06.042分、東経137度03.477分）とをそれぞれ結んだ直線の両線より以西の七尾湾。 ただし、漁場基点第92号の点（北緯37度06.582分、東経136度52.815分：七尾市中島町瀬嵐地内）、七尾市中島町机島中央の点（北緯37度06.122分、東経136度53.510分）及び漁場基点第64号（北緯37度05.000分、東経136度54.220分：七尾市奥原町地内）を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。</p>
31			珠洲市祿剛埼灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）中心点から0.0度の線以西の石川県沖合海域
32			珠洲市祿剛埼灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）中心点から0.0度の線以西の石川県沖合海域
33	ごち網漁業	ごち網漁業	珠洲市と輪島市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）から0.0度の線以西の石川県沖合海域
34			珠洲市と輪島市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.105分）から0.0度の線と珠洲市宝立町見附島（北緯37度23.780分、東経137度14.812分）から110.0度の線との両線間における石川県沖合海域
35			加賀市大聖寺川河口中央（北緯37度17.715分、東経136度14.643分）から315.0度の線と金沢市下安原町と金沢市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）から315.0度の線との両線間における石川県沖合海域
36			金沢市下安原町と金沢市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）から315.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分、東経136度45.483分）から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域

37		羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51分57.9秒、東経136度45分29.0秒）から270.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と羽咋郡志賀町福浦港（北緯37度03分52.0秒、東経136度43分18.0秒）との最大高潮時海岸線における境界点から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域
38		羽咋郡志賀町赤住と羽咋郡志賀町福浦港（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）との最大高潮時海岸線における境界点から270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分、東経136度41.782分）から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域
39		輪島市黒崎突端（北緯37度13.413分、東経136度41.740分）270.0度の線と輪島市形部崎突端（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）311.0度の線との両線間における石川県沖合海域
40		輪島市猿山岬灯台（北緯37度19.430分、東経136度43.465分）北西の線と輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）から0.0度の線との両線間における石川県沖合海域
41		輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）から0.0度の線と珠洲市祿剛崎灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）0.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
42		輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）から0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分、東経137度13.890分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
43	船びき網漁業 （さより2そうびき）	珠洲市祿剛崎灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分、東経137度13.890分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
44		珠洲市祿剛崎灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）0.0度の線と鳳珠郡能登町姫第1防波堤灯柱（北緯37度17.748分、東経137度12.925分）180.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
45		鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分、東経137度13.890分）135.0度の線と鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.143分、東経137度05.287分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
46		鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.143分、東経137度05.287分）135.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻（北緯36度58.070分、東経137度03.397分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
47		鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.143分、東経137度05.287分）135.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻（北緯36度58.070分、東経137度03.397分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
48		七尾市能登島向田町金ヶ崎（ソワジ鼻）突端（北緯37度08.635分、東経137度00.807分）0.0度の線、同線上金ヶ崎突端から3,500メートルの点（北緯37度10.523分、東経137度00.807分）から90.0度の線、七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻（小泉崎）突端（北緯37度06.687分、東経137度01.363分）と七尾市三室町新崎突端（北緯37度06.417分、東経137度01.823分）を結んだ線、七尾市鶴浦町能登観音崎灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）90.0度の線及び陸岸に囲まれた石川県沖合海域。
49		鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.143分、東経137度05.287分）135.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻（北緯36度58.070分、東経137度03.397分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
50	船びき網漁業	〃
51		〃
52		〃
53	船びき網漁業 （さより1そうびき）	鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分、東経137度13.890分）90.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻（北緯36度58.070分、東経137度03.397分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域
54		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 輪島市猿山岬灯台（北緯37度19.430分、東経136度43.465分） イ ア点から270.0度4海里の点（北緯37度19.430分、東経136度38.440分）。 ウ 羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分、東経136度41.782分）270.0度5海里の点（北緯37度13.177分、東経136度35.521分） エ 羽咋郡志賀町海士崎灯台（北緯37度08.812分、東経136度40.237分）270.0度3.5海里の点（北緯37度08.812分、東経136度35.842分） オ 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分、東経136度43.135分）270.0度4海里の点（北緯37度04.665分、東経136度38.119分） カ キ点から270.0度5海里の点（北緯37度00.560分、東経136度40.051分） キ 神代川河口中心の点（北緯37度00.560分、東経136度46.312分）

55	船びき網漁業 (しらす1そうびき)	<p>次の基点18号、ア、イ、ウ及び基点第32号の各点を順次に直線で結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第18号 加賀市新保町と小美町との境界に設置した標柱（北緯36度22.982分、東経136度22.352分） ア 基点第18号から317.5度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度25.182分、東経136度19.794分） イ 能美市吉原釜屋町と白山市湊町との境界に設置した基点24号（北緯36度28.303分、東経136度27.920分）から308.0度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度30.163分、東経136度24.977分） ウ 基点第32号から304.0度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度36.777分、東経136度31.227分） 基点第32号 金沢市下安原町と同市専光寺町との境界に設置した標柱（北緯36度34.972分、東経136度34.527分） ただし、以下の4区域及び期間においては操業を禁止する。 （手取川河口） 次のア、イ、ウ及びエを順次に直線で結んだ線と石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 石川県白山市湊町地内D I C株式会社美川工場煙突（北緯36度28.583分、東経136度28.407分） イ アから315.0度2,000メートルの点（北緯36度29.345分、東経136度27.464分） ウ エから315.0度2,600メートルの点（北緯36度30.412分、東経136度28.348分） エ 石川県白山市美川浜町地内上水道水源地（北緯36度29.410分、東経136度29.585分） 5月1日から同年10月15日まで （梯川河口） 次のア、イ、ウ及びエを順次に直線で結んだ線と石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 石川県の最大高潮時海岸線上で梯川左岸導流堤との交点より加賀市側に1,100メートルの点（北緯36度24.828分、東経136度24.602分） イ アから315.0度1,700メートルの点（北緯36度25.477分、東経136度23.800分） ウ エから315.0度1,700メートルの点（北緯36度26.463分、東経136度24.797分） エ 石川県の最大高潮時海岸線上で梯川右岸導流堤との交点より金沢市側に1,100メートルの点（北緯36度25.815分、東経136度25.598分） 5月1日から同年10月15日まで （共同漁業権第2号区域） 5月1日から同年5月15日まで （共同漁業権第2号区域内であって距岸500メートル以浅の区域） 5月16日から同年5月31日まで</p>
56	はえ縄漁業（たら）	珠洲市祿剛崎突端（北緯37度31.747分、東経137度19.688分）から90.0度の線以南の石川県沖合海域とする。
57	はえなわ漁業	はえ縄漁業（すけそうだら）
58	はえ縄漁業（すけそうだら）	石川県珠洲市祿剛崎灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）90.0度の線以南で水深200m以深の石川県沖合海域とする。
59	ぶりまき刺し網漁業	ぶりまき刺し網漁業
60		加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分東経136度14.643分）320.0度の線と加賀市新保町と小松市浜佐美町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度23.002分東経136度22.328分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。
61		白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度34.068分東経136度33.415分）315.0度の線と能美市と小松市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度25.812分東経136度25.578分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。
62		白山市の大慶寺川河口中央（北緯36度30.700分東経136度30.228分）270.0度の線と羽咋市滝崎燈台（北緯36度55.752分東経136度45.000分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
63		かほく市七塚と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）315.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分東経136度45.483分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。
64	羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分東経136度45.483分）270.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	
65	羽咋郡志賀町赤住と同郡同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との境（北緯37度13.177分東経136度41.782分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	
66	小型いか釣り漁業（するめいか）	珠洲市祿剛崎燈台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山燈台（北緯37度17.875分東経137度13.890分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。
67	小型いか釣り漁業（するめいか）	石川県沖合海域とする。
68	小型いか釣り漁業（あかいか）	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点正西の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。
69	小型いか釣り漁業（あかいか）	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点270度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。

70	かご漁業 (べにずわいがに)	<p>距岸50海里以内の石川県沖合海域及び以下の白山瀬海域。ただし、水深800メートル以浅の区域は除く。 (白山瀬海域) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域。 ア 北緯38度20分、東経136度50分の点 イ 北緯38度40分、東経136度50分の点 ウ 北緯38度40分、東経137度30分の点 エ 北緯38度20分、東経137度30分の点</p>
71		<p>距岸50海里以遠の石川県沖合海域。ただし、以下の白山瀬海域を除く。 (白山瀬海域) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域。 ア 北緯38度20分、東経136度50分の点 イ 北緯38度40分、東経136度50分の点 ウ 北緯38度40分、東経137度30分の点 エ 北緯38度20分、東経137度30分の点</p>
72	かご漁業 (えび)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 輪島市猿山岬灯台(北緯37度19.430分、東経136度43.465分) イ イから315度の線上における最大高潮時海岸線から32海里の点(北緯37度42.135分、東経136度14.960分)。 ウ イから292度30分の線上における最大高潮時海岸線から29海里の点(北緯37度30.568分、東経136度09.752分)。 エ イから270度の線上における最大高潮時海岸線から27海里の点(北緯37度19.430分、東経136度09.374分)。 オ 羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)から270度の線上における最大高潮時海岸線から21海里の点(北緯37度08.812分、東経136度13.840分)。 カ 羽咋市滝崎灯台(北緯36度55.752分、東経136度45.000分)から270度の線上における最大高潮時海岸線から27海里の点(北緯36度55.752分、東経136度11.161分)。 キ かほく市白尾灯台(北緯36度43.282分、東経136度41.105分)から292度30分の線上における最大高潮時海岸線から26海里の点(北緯36度53.271分、東経136度11.120分)。 ク かほく市白尾灯台</p>
73		<p>以下のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 石川県輪島市舳倉島灯台(北緯37度51.077分東経137度55.128分：世界測地系。以下同じ。) イ ア点337.5度(真方位。以下同じ。)の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から11.2海里の点(北緯38度01.424分東経136度49.716分) ウ ア点0.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合12.1海里の点(北緯38度03.177分東経136度55.128分) エ ア点45.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合15.2海里の点(北緯38度01.825分東経137度08.700分)</p>
74	かご漁業 (こういか)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域とする。 ア 小松精錬株式会社(能美市浜町)の工場の煙突から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点第18号(加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した標柱)から317.5度、1,830mの点と基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度27.591分、東経136度25.575分) イ ア点から308.0度、260mの点(北緯36度27.678分、東経136度25.438分) ウ カ点から308.0分、260mの点(北緯36度28.993分、東経136度26.811分) エ オ点から308.0度、260mの点(北緯36度34.099分、東経136度31.640分) オ 倉部川河口中央(白山市倉部町)から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点と基点32号(金沢市下安原町と同市専光寺との境界に設置した標柱)から304.0度、2,190mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度34.013分、東経136度31.777分) カ 基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点(北緯36度28.907分、東経136度26.948分)</p>
75		<p>羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分、東経136度43.300分)280.0度(真方位)の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分、東経136度42.130分)285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深37.5m以浅の海域。</p>
76	かご漁業(ばい(地方名称：あずきがい))	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域とする。 ア 小松精錬株式会社(能美市浜町)の工場の煙突から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点第18号(加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した標柱)から317.5度、1,830mの点と基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度27.591分、東経136度25.575分) イ ア点から308.0度、260mの点(北緯36度27.678分、東経136度25.438分) ウ カ点から308.0分、260mの点(北緯36度28.993分、東経136度26.811分) エ オ点から308.0度、260mの点(北緯36度34.099分、東経136度31.640分) オ 倉部川河口中央(白山市倉部町)から308.0度の線と共第2号共同漁業権の沖合の線(基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点と基点32号(金沢市下安原町と同市専光寺との境界に設置した標柱)から304.0度、2,190mの点とを結んだ直線)との交点(北緯36度34.013分、東経136度31.777分) カ 基点24号(能美市吉原釜屋町と白山市美川湊町との境界に設置した標柱)から308.0度、1,830mの点(北緯36度28.907分、東経136度26.948分)</p>
77		<p>羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分、東経136度43.300分)280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分、東経136度42.130分)285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30m以浅の海域。</p>

78	かご漁業 (ばい類)	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域とする(日本測地系)。 ア 北緯37度16.000分、東経137度26.000分の点 イ 北緯37度14.000分、東経137度19.000分の点 ウ 北緯37度12.000分、東経137度21.000分の点 エ 北緯37度10.000分、東経137度27.000分の点 オ 北緯37度11.000分、東経137度30.000分の点
79		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域とする。 ア 北緯38度20分、東経136度50分の点 イ 北緯38度40分、東経136度50分の点 ウ 北緯38度40分、東経137度30分の点 エ 北緯38度20分、東経137度30分の点
80	こぎ刺し網漁業	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線以西の石川県沖合海域。ただし、羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)270.0度の線以南の海域にあっては石川県の最大高潮時海岸線から沖合4海里以内、同線以北にあっては石川県の最大高潮時海岸線沖合1海里以内の海域で操業してはならない。
81		珠洲市能登鞍埼灯台(北緯37度29.908分、東経137度08.685分)から0.0度の線以西の石川県沖合海域。 ただし、①以南の海域にあっては石川県の最大高潮時海岸線から沖合4海里以内、①と②との間にあっては石川県の最大高潮時海岸線から沖合1海里以内、②以東の海域にあっては石川県の最大高潮時海岸線から沖合2海里以内で操業してはならない。 ①羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)270.0度の線 ②輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線
82		輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分、東経137度13.890分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、石川県の最大高潮時海岸線から沖合2海里以内の海域で操業してはならない。
83	固定式刺し網漁業 (雑魚類)	白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度34.068分東経136度33.415分)315.0度の線以南の石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深75メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
84		白山市鹿島町と同市石立町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度30.055分東経136度30.055分)315.0度の線とかほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分東経136度42.130分。)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深75メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
85		かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分東経136度42.130分)315.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深75メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
86		羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度22.225分東経136度46.638分)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深75メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
87		輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度22.225分東経136度46.638分)315.0度の線と輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分東経137度05.155分)0.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深160メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
88		輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分東経137度05.155分)0.0度の線と鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深250メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
89		鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度14.888分東経137度04.998分)135.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、小木支所に所属する者は水深250メートル以浅及び能都支所に所属する者は水深110メートル以浅並びに総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル以浅の海域に限る。
90		鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度14.888分東経137度04.998)135.0度の線以南の石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深250メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。
91		鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.428分、東経137度14.785分)90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度14.887分、東経137度04.998分)135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深110メートル以深から250メートル以浅までの区域に限る。

92		鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度18.428分、東経137度14.785分）90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度14.887分、東経137度04.998分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深110メートル以深から250メートル以浅までの区域に限る。
93		白山市徳光町徳光浄水場（北緯36度32.087分東経136度32.033分）337.5度の線と加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分東経136度14.643分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
94		かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）315.0度の線と白山市松本町と白山市石立町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度30.863分東経136度30.358分）292.5度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
95		かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）270.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度（真方位。以下同じ。）の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
96	固定式刺し網漁業 （たち魚）	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分東経136度41.782分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
97	固定式刺し網漁業	（1）次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。 ア 輪島市刑部埼突端（北緯37度22.225分東経136度46.638分） イ 輪島市刑部埼突端311.0度4.3海里の点（北緯37度25.046分東経136度42.570分） ウ セツ島灯台（北緯37度36.585分東経136度54.085分）278.0度15.3海里の点 エ 輪島市と珠洲市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分東経137度05.155分）0.0度25.5海里の点（北緯37度53.457分東経137度05.155分） オ 輪島市と珠洲市の最大高潮時海岸線の境界点 （2）輪島市と珠洲市の最大高潮時海岸線の境界点0.0度の線と珠洲市高屋町と同市折戸町との境界に設定された漁場基点第101号（北緯37度31.743分東経137度15.394分）0.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
98		羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度（真方位。以下同じ。）の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分東経136度41.782分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。
99		珠洲市祿剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。
100	固定式刺し網漁業 （めばる類）	珠洲市祿剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。
101		珠洲市祿剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。
102		羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港の最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分東経136度46.638分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深160メートル以浅の海域に限る。
103	固定式刺し網漁業 （かれい類）	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域。ただし、水深100メートル以浅の海域は除く。 ア 北緯 37度43分、東経137度17分 イ 北緯 37度40分、東経137度19分 ウ 北緯 37度43分、東経137度25分 エ 北緯 37度46分、東経137度23分
104		羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分、東経136度43.135分）270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）315.0度の線との両線間における水深200メートルから水深600メートルまでの海域。
105	固定式刺し網漁業 （たら）	輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）315.0度の線と、輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）40.0度の線との両線間における水深150メートルから240メートルまでの海域。
106		輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）315.0度の線と七尾市鶴浦町能登観音埼灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）90.0度の線との両線間における水深180メートル以深の海域。
107		七尾市鶴浦町能登観音埼灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）90.0度の線以南の水深180メートル以深（ただし、使用船舶が3トン未満の場合は、水深45メートル以深）の海域。

108		固定式刺し網漁業 (かわはぎ)	珠洲市上戸町南方と同市宝立町春日野との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度24.670分東経137度14.698分)90.0度の線と鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)とする。ただし、水深60メートル以浅の海域に限る。
109		固定式刺し網漁業 (にぎす)	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域。ただし、水深120メートル以浅の海域は除く。 ア 鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分東経137度13.890分) イ ア135.0度、1.5海里の点(北緯37度16.814分東経137度15.218分) ウ イと七尾市鶴浦町能登観音埼灯台90.0度4海里の点とを直線で結んだ線と鳳珠郡穴水町字前波龍燈埼突端(北緯37度13.160分東経137度04.143分)135.0度の線との交点(北緯37度08.578分東経137度09.870分) エ 鳳珠郡穴水町字前波龍燈埼突端
110		固定式刺し網漁業 (のどぐろ)	手取川河口中央(北緯36度29.348分、東経136度28.758分)315.0度の線以南の石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深135メートル以浅の海域に限る。 ただし、7月1日から同年8月9日までは、梯川河口中央(北緯36度25.340分秒、東経136度25.080分)から315.0度の線以北の海域において操業してはならない。
111	しいらづけ漁業	しいらづけ漁業	下記のア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯36度59.873分、東経136度35.435分の点 イ 北緯36度45.470分、東経136度19.069分の点 ウ 北緯37度00.657分、東経136度06.106分の点 エ 北緯37度17.175分、東経136度04.315分の点 カ 北緯37度33.612分、東経136度12.808分の点 キ 北緯37度19.277分、東経136度37.202分の点 ク 北緯37度09.333分、東経136度33.010分の点
112	たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	次のア、イ、ウ、エの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた石川県沖合海域とする。ただし、共同漁業権区域内を除く。 ア 基点第72号(羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との境界に設置した標柱) イ ア点から263.0度、2.020メートルの点 ウ 羽咋郡志賀町弁天島南端から240.0度4.040メートルの点 エ 羽咋郡志賀町弁天島南端
113	小型定置網漁業	小型定置網漁業	定第22号 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度35.630分、東経136度32.272分の点 イ 北緯36度36.000分、東経136度32.652分の点 ウ 北緯36度35.725分、東経136度33.065分の点 エ 北緯36度35.355分、東経136度32.687分の点 定第23号 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度29.192分、東経136度26.802分の点 イ 北緯36度29.608分、東経136度27.170分の点 ウ 北緯36度29.213分、東経136度27分51秒6の点 エ 北緯36度28.795分、東経136度27分29秒6の点 定第24号 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06.472分、東経137度04.555分の点 イ 北緯37度06.355分、東経137度04.602分の点 ウ 北緯37度06.352分、東経137度04.440分の点 エ 北緯37度06.458分、東経137度04.400分の点 定第25号 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06.142分、東経137度04.855分の点 イ 北緯37度06.033分、東経137度04.840分の点 ウ 北緯37度06.095分、東経137度04.690分の点 エ 北緯37度06.145分、東経137度04.695分の点
114			次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 雌島燈台中心点から243度16分(真方位。以下同じ。)3.452メートルの点(北緯37度03.534分、東経136度57.534分) イ ア点99度38分、261メートルの点(北緯37度03.511分、東経136度57.708分)。 ウ ア点133度02分、261メートルの点(北緯37度03.439分、東経136度57.664分)。
115	地びき網漁業	地びき網漁業	ア、イ、ウ、エ及びオを順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた海域とする。 ア 漁場基点第43号(かほく市木津と同市高松との境界に設置された標柱:北緯36度45.133分東経136度42.180分) イ 漁場基点第43号301.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合3,800メートルの点(北緯36度46.215分東経136度39.943分) ウ 漁場基点第49号(羽咋郡宝達志水町字今浜と同郡同町字宿との境界に設置された標柱)293.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合4,000メートルの点(北緯36度51.312分東経136度42.529分) エ 漁場基点第51号289.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合3,800メートルの点(北緯36度52.704分東経136度43.073分) オ 漁場基点第51号(羽咋郡宝達志水町と羽咋市との境界に設置された標柱:北緯36度52.020分東経136度45.544分)